

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置のご案内

～ビジネストラック・レジデストラック及び短期出張ニーズに対応する枠組みの運用について～

日本国政府は、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置（*1）を維持した上で、追加的な防疫措置（*2）を条件とする仕組みを試行することとしました。

（*1）空港での新型コロナウイルス感染症の検査（入国拒否対象国・地域からの渡航者）、14日間の公共交通機関不使用および自宅等（検疫所長が指定する場所）待機

（*2）入国前の検査証明、入国後14日間の位置情報の保存等（14日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先等を記載）の提出等

出典：外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section3）

【1】ビジネストラック・レジデストラック

▶ **ビジネストラック**：例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「本邦活動計画書」の提出等の追加的条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。（*3）

【対象国】：シンガポール、韓国、ベトナム、中国（2020年12月1日現在）

（*3）自宅等と勤務先の往復等に限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出は回避。

▶ **レジデストラック**：入国後14日間の自宅等待機は維持しつつ、双方向の往来を再開する、主に長期滞在者用のスキーム。

【対象国】：タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国（2020年12月1日現在）

*ビジネストラック・レジデストラックの対象者、本邦への入国・帰国及び対象国・地域への入国・入境の際に必要な手続きにつきましては、対象国・地域ごとにより異なります。詳しくは外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section5）をご確認ください。

【2】短期出張ニーズに対応する枠組み

日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、ビジネス目的での短期出張からの帰国・再入国時に、**ビジネストラックの14日間待機緩和を準用する**仕組みが開始されています。詳細については、経済産業省HP（<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/taikanwa.pdf>）を御参照ください。

（1）対象国・地域：原則全世界の国・地域からの帰国・再入国の際にご利用いただくことが可能です。

（2）渡航先国への滞在期間：7日以内（渡航先国により一定期間の待機・隔離が求められている場合には、当該期間を含まない）。

（3）必要な手続・書類：各国・地域に入国・入境する際には、当該国・地域が定める手続をとる必要があります。詳細については、各国の在京大使館及び各国に所在する我が方大使館のホームページ等を参照してください。

本邦帰国・再入国の際に必要な手続・書類は渡航先国・地域が入国拒否対象地域に指定されている場合とそうでない場合で異なります。

詳しくは外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section5）をご確認ください。

出典：外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section3）

利用可能枠組み（日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象とした例）

対象	居住地	出発国・地域	日本帰国時/（再）入国時
日本在住の日本人及び在留資格保持者	日本	シンガポール・韓国・ベトナム・中国	14日間の待機
		それ以外の国地域	緩和
	シンガポール・韓国・ベトナム・中国（海外が居住地）	渡航先での滞在日数が7日間以内の場合（隔離期間を除く）	
	それ以外の国地域（海外が居住地）	【1】ビジネストラック	
			-

*通常帰国時は14日間の公共交通機関不使用と自宅待機